

議会基本条例策定特別委員会を設置

六月二十八日の本会議において、議長より議会基本条例策定特別委員会の設置が提案され、全会一致をもって可決されました。また、同日開催された会議では互選により委員長に長南博邦議員（新社会党）、副委員長に石原義雄議員（民主連合）が選出されました。

設置理由と委員構成

市民に開かれた議会・信頼される議会を目標に、議会のあり方や議員の使命、役割等、議会に関する基本的事項を定める議会基本条例の制定を目指す、本市議会にふさわしい条例の策定に向けた調査検討を行うため、会派の代表九人の委員で構成する議会基本条例策定特別委員会を設置しました。なお、設置期間は調査検討が終了するまでとし、閉会中も継続して調査検討することとしています。

なお、特別委員会の委員構成は次のとおりです。

委員長 長南博邦（新社会党）
副委員長 石原義雄（民主連合）
委員 岡田早和子（市民ネット）
大木隆弘（民主党）
鶴岡 潔（誠尽会）
内田陽一（公明党）
高梨 守（清風会）
鈴木 有（市政クラブ）
松本睦男（日本共産党）

議会基本条例とは

地方分権化の進展に伴い、地方議会の機能強化が求められているという認識に立ち、議会の基本理念、議員の責務や活動原則などを定め、市民との関係、市長との関係、議会の役割等を明確にするとともに、議会運営に関する基本的事項を定めた条例のことで、松戸市（平成二十年十二月制定）、流山市（平成二十一年三月制定）など、平成二十一年三月末時点では、全国で五十四の地方議会が議会基本条例を制定しています。

議会基本条例の特徴

地方議会によって内容に違いはあるものの、ほとんどが議会の位置づけや役割を明確にし、議会及び議員の責務を規定しており、市当局へ反問権を付与すること、議会の附属機関を設置すること、住民参加の会議を議会主催で開催することなどを規定している議会もあります。

議員研修会を開催

四月二十四日に、跡見学園女子大学講師長野基（もとぎ）氏を迎え、議会基本条例について全議員を対象とした議員研修会を開催しました。議会のあり方や議員の責務、先進自治体での取り組みなど議会基本条例の基礎についての講義があり、終了後に活発な質疑が行われました。



議員研修会

臨時会を開催

五月二十八日に開催された平成二十一年第二回臨時会において、議案等五件を審議しました。

- ・認第一号 専決処分の承認（市税賦課徴収条例の一部改正） 承認・賛成多数
- ・認第二号 専決処分の承認（国民健康保険条例の一部改正） 承認・賛成多数
- ・議案第一号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正（提案理由） 一般職の職員の期末手当及び勤労手当の支給割合が引き下げられること並びに諸般の事情を考慮し、平成二十一年六月に支給する期末手当の支給割合を暫定的に引き下げようとするもの。 可決・賛成多数
- ・議案第二号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（提案理由） 人事院勧告を受けて国家公務員の期末手当及び勤労手当の支給割合が引き下げられること並びに諸般の事情を考慮し、平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤労手当の支給割合を暫定的に引き下げようとするもの。 可決・賛成多数
- ・議案第三号 手数料条例の一部改正（提案理由） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律が平成二十一年六月四日から施行することに伴い、長期優良住宅建築等計画に係る認定申請手数料の額を定めようとするもの。 可決・全会一致